

令和4年度 第2回 浜田市地域公共交通活性化協議会

日 時 令和4年10月18日(火)
14時30分～16時00分(予定)

場 所 浜田市役所5階 議会全員協議会室

1 会長あいさつ

2 議題

(1) 「浜田市地域公共交通計画」の策定及び「浜田市地域公共交通法定協議会」の設置について(資料1)

(2) 新型コロナウイルス感染症対策地域公共交通事業者支援事業(コロナ支援策第12弾)について(資料2)

令和4年度 浜田市地域公共交通活性化協議会委員名簿

(敬称略、順不同)

番号	団体名等	役職	氏名	備考
1	浜田市	副市長	砂 川 明	会長
2	中国運輸局島根運輸支局	首席運輸企画専門官	鬼 村 まり子	代理出席：首席運輸企画専門官 (総務企画担当) 久保 博嗣
3	島根県地域振興部交通対策課	主任	佐々木 星太	
4	浜田警察署	交通課長	板 倉 雅 人	
5	国土交通省浜田河川国道事務所	副所長	清 家 貴 之	代理出席：調査設計課長 花田 憲治
6	島根県浜田県土整備事務所	統括調整監	中 村 伸 二	
7	島根県立大学	教授	西 藤 真 一	
8	島根県立大学	准教授	松 田 善 臣	副会長
9	浜田市社会福祉協議会	地域福祉係長	田 邨 真 紀 夫	欠席
10	浜田女性ネットワーク	理事	王 子 幸 子	
11	浜田市医師会	監事	河 野 通 久	欠席
12	浜田商工会議所	副会頭	今 井 久 晴	監事
13	石央商工会	事務局長	山 川 俊 二	
14	浜田地域協議会	委員	三 浦 美 穂	監事
15	金城地域協議会	委員	川 合 克 志	欠席
16	旭地域協議会	委員	今 田 泰	
17	弥栄地域協議会	委員	賀 戸 ひ と み	
18	三隅地域協議会	委員	野 上 理	
19	西日本旅客鉄道株式会社浜田鉄道部	部長	坂 根 正 光	
	西日本旅客鉄道株式会社浜田鉄道部	運輸科長	高 山 典 之	
20	石見交通株式会社	常務取締役	渡 辺 健 一	
21	一般社団法人島根県旅客自動車協会浜田支部	支部長	砂 田 光	
22	島根県交通運輸産業労働組合協議会	事務局長	丸 山 武	
23	浜田市	総務部長	坂 田 歩	
24	浜田市	地域政策部長	邊 寿 雄	
25	浜田市	健康福祉部長	猪 木 迫 幸 子	
26	浜田市	市民生活部長	井 上 隆 嗣	
27	浜田市	産業経済部長	佐々木 規 雄	代理出席：商工労働課長 大屋 一幸
28	浜田市	都市建設部長	戸 津 川 美 二	
29	浜田市	教育部長	森 脇 昭 彦	欠席

《事務局関係出席者》

区分	部署	役職	氏名	備考
事務局	地域活動支援課	課長	末 岡 論 子	
	地域活動支援課	公共交通大学支援係長	田 中 寿	
	地域活動支援課	同係主任主事	石 津 拓	
支所	金城支所防災自治課	課長	岩 崎 久 佳	
	旭支所防災自治課	課長	細 川 光 彦	
	弥栄支所防災自治課	課長	上 原 文 香	
	三隅支所防災自治課	課長	石 原 孝 光	代理出席：地域振興係長 川村 政裕

「浜田市地域公共交通計画」の策定及び「浜田市地域公共交通法定協議会」の設置について

1 「浜田市地域公共交通計画」の策定について

(1) 現行計画

第 2 次浜田市地域公共交通再編計画（平成 31 年度～令和 6 年度）…任意の計画

(2) 法定計画の策定

① 根拠法令 **地域公共交通の活性化及び再生に関する法律**（以下「活性化法」という。）

（地域公共交通計画）

第五条 地方公共団体は、基本方針に基づき、国土交通省令で定めるところにより、市町村にあつては単独で又は共同して、都道府県にあつては当該都道府県の区域内の市町村と共同して、当該市町村の区域内について、地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するための計画（以下「地域公共交通計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

② 活性化法の改正内容（令和 2 年 5 月成立・11 月施行）

- ・地方公共団体による作成を努力義務化（国が予算・ノウハウ面の支援を行うことで、地域における取組を更に促進）
- ・従来の公共交通サービスに加え、地域の多様な輸送支援（自家用有償旅客運送、福祉輸送、スクールバス等）も計画に位置付け
- ・利用者数、収支、行政負担額などの定量的な目標の設定、毎年度の評価等（データに基づく PDCA を強化）

③ 地域公共交通計画と国補助制度の連動化

- ・国補助事業（地域公共交通確保維持事業）を活用する場合は、補助系統の地域の公共交通における位置付けや必要性等について、地域公共交通計画に記載が必要

④ 地域公共交通計画の策定期限

- ・令和 6 年 6 月末まで
 ※令和 6 年度事業年度（令和 5 年 10 月 1 日～令和 6 年 9 月 30 日事業分）の国補助事業認定申請の提出期限まで

(3) 法定計画の策定概要（案）

- ・計画名称 （仮称）浜田市地域公共交通計画
- ・計画期間 令和 6 年度～令和 11 年度（6 年間）
- ・策定業務 コンサル等への業務発注
- ・策定期間 令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月
- ・計画内容 公共交通の現状整理、現計画の評価検証、上位・関連計画との連携、移動実態やニーズ把握、役割と課題の整理、新計画で実施する事業など
- ・その他 法定計画の策定に伴い、現行の「第 2 次浜田市地域公共交通再編計画」は、令和 6 年 3 月 31 日をもって終了とする。

2 「浜田市地域公共交通法定協議会」の設置について

(1) 設置の目的

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うために設置する。

(2) 設置に関する根拠法令等

	内 容
根拠法令	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律 (協議会) 第六条 地域公共交通計画を作成しようとする地方公共団体は、地域公共交通計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができる。
主 宰 者	地方公共団体（市町村（複数可）又は都道府県）
目 的	地域公共交通計画の作成及び実施に関し必要な事項
対 象	多様な交通モード
構 成 員	活性化法第6条第2項 ・ 計画を作成しようとする地方公共団体 ・ 関係する公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者その他事業を実施すると見込まれる者 ・ 関係する公安委員会及び地域公共交通の利用者、学識経験者その他地方公共団体が認める者

(3) 法定協議会の概要（案）

- ・ 名 称 （仮称）浜田市地域公共交通活性化協議会
- ・ 委 員 30人以内とし、任期は2年とする。
- ・ 委嘱期間 令和5年4月1日～令和7年3月31日
- ・ 構成員 活性化法第6条第2項に規定する構成員とし、市の実情に応じて必要な関係者を追加することとする。
- ・ 所掌事務
 - ・ 計画の作成及び変更の協議に関する事項
 - ・ 計画の実施に係る連絡調整に関する事項
 - ・ 計画に位置付けられた事業の実施に関する事項
 - ・ 計画の達成状況の評価に関する事項
 - ・ 上記に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事項

3 計画策定スケジュール（案）

年 月	項 目	内 容
令和5年 3月	令和5年度当初予算要求	計画作成経費、協議会運営経費
4月	協議会設置及び委員委嘱	
4～6月	コンサル等への業務発注	業者選定、発注
7月	第1回協議会	計画策定スケジュール説明等
7～10月	調査業務	現状分析、アンケート調査・ヒアリング等によるニーズ等の把握、地域課題等の抽出
11月	第2回協議会	調査分析結果報告、公共交通の実態報告、計画（素案）審議
12月	第3回協議会	計画（案）審議
12～1月	パブリックコメント実施	
令和6年 2月	第4回協議会	パブリックコメントを踏まえた計画（案）審議
2～3月	計画書のとりまとめ	国への事前審査
3月	計画書作成	
4月	国への計画書提出、受理	

新型コロナウイルス感染症対策地域公共交通事業者支援事業 (コロナ支援策第 12 弾) について

1 事業概要

(1) 目的

新型コロナウイルス感染症の影響による利用者の減少に加え、原油価格高騰の影響を受け、市民生活を支えるため、事業を継続している市内のタクシー事業者に対し、価格高騰した燃料費相当額の一部を支援することで、地域公共交通の安定的な供給を図る。

(2) 背景

新型コロナウイルス感染症の影響と、それに伴う政府からの外出自粛要請等により、全国的に公共交通機関の利用者は大幅に減少し、交通事業者は大きな影響を受けている。

また、国際情勢の影響により原油価格が高騰し、交通事業者を取り巻く経営環境はさらに厳しいものとなっている。

交通事業者は、このような状況下においても運休や休業をすることなく、感染症対策を講じながら通院・買い物といった日常生活に必要な移動手段を確保・維持しており、コロナ禍からの経済回復や市民生活への悪影響を与えることを防ぐ観点から、追加的な対策の検討・実施が不可欠な状況にある。

(3) 効果

- ・地域公共交通であるタクシー事業の安定的な運行継続
- ・市民の日常的な移動手段の確保と生活の安定

(4) 内容

1 補助対象者	タクシー事業者(浜田市内に本社または営業所を有する一般乗用旅客自動車運送事業者)			
2 補助対象経費	上昇単価(各月の燃料単価実績 - R3年4月~9月平均燃料単価実績)×各月の使用量実績 ※LPガス車は、国の燃料高騰激減緩和対策事業による支援額を控除			
3 補助対象期間	令和4年4月~9月(6か月間)			
4 補助率	補助対象経費の1/2(県1/4、市1/4) ※県との協調補助			
5 事業費	2,282千円			
	事業費の積算	補助対象経費 A	補助率 B	補助金額 A×B
	上昇単価(※1)×使用量(※2)×補助率	4,562,431円	1/2	2,281,216円
	※1…上昇単価については、ガソリンは総務省統計局小売物価系統調査(動向編)、の価格に基づき積算			
	※2…使用量については、過去5年間の平均年間走行距離及び平均燃費から積算			